

証券コード 1820  
平成25年6月7日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目20番10号  
**西 松 建 設 株 式 会 社**  
代表取締役社長 近 藤 晴 貞

## 第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成25年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目20番10号  
当社 本社（6階会議室）
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第76期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第76期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |               |
|-------|---------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件       |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件     |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件     |
| 第4号議案 | 監査役の補欠者2名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

◎株主総会招集ご通知添付書類の、事業報告のうち「5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nishimatsu.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nishimatsu.co.jp/>) に掲載させていただきます。

~~~~~

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、業績や内部留保の水準を総合的に勘案しながら、株主の皆様に安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては以下のとおりとし、配当金は年間1株につき4円といたしたいと存じます。

(期末配当に関する事項)

- ① 配当財産の種類      金銭
  
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき4円

総額      1,108,486,676円

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>こんどう はるさだ 近藤 晴 貞 (昭和27年10月26日生)</p> <p>56,000株</p>	<p>昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社関東支店長代理 平成17年6月 当社取締役 関東支店長代理 平成18年6月 当社執行役員 関東支店長代理 平成20年6月 当社取締役 常務執行役員 関東支店長 平成21年6月 当社代表取締役社長(現任) 当社執行役員社長(現任)</p>
2	<p>みずぐち ういち 水 口 宇 市 (昭和25年1月17日生)</p> <p>26,000株</p>	<p>昭和47年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 土木営業本部部長 平成19年6月 当社常務執行役員 土木営業本部部長 平成21年6月 当社専務執行役員 営業本部副本部長 平成22年4月 当社専務執行役員 土木施工本部部長 平成22年6月 当社取締役 専務執行役員 土木施工本部部長 平成24年4月 当社取締役 専務執行役員 土木事業本部部長 平成24年6月 当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部部長(現任)</p>
3	<p>まえだ あきら 前 田 亮 (昭和27年9月27日生)</p> <p>43,000株</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 東関東支店長 平成18年6月 当社執行役員 東関東支店長 平成19年6月 当社取締役 常務執行役員 横浜支店長 平成20年6月 当社取締役 専務執行役員 横浜支店長 平成21年6月 当社取締役退任 当社専務執行役員 関西支店長 平成22年7月 当社専務執行役員 西日本支社長 平成24年4月 当社専務執行役員 建築事業本部部長 平成24年6月 当社代表取締役 執行役員副社長 建築事業本部部長(現任)</p>

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 ) 所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	すずき たかし <b>鈴木 堂 司</b> (昭和24年3月25日生)  30,000株	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 中部支店長 平成18年6月 当社執行役員 中部支店長 平成20年6月 当社常務執行役員 中部支店長 平成21年6月 当社代表取締役 平成23年3月 当社代表取締役 東日本大震災復興本部統括本部長 平成24年4月 当社代表取締役 専務執行役員 東日本大震災復興本部統括本部長 (現任)
5	さわい よしゆき <b>澤 井 良 之</b> (昭和33年2月17日生)  7,000株	昭和55年4月 株式会社富士銀行入行 株式会社みずほ銀行 執行役員 法人企画部長 平成19年4月 同行執行役員 法人業務部長 平成20年4月 同行執行役員 渋谷支店長 平成22年6月 当社取締役 平成23年4月 当社取締役 常務執行役員 開発・不動産本部長 平成24年4月 当社取締役 常務執行役員 開発・不動産事業本部長 (現任)
6	こもり たかお <b>小 森 孝 男</b> (昭和24年4月6日生)  31,000株	昭和48年4月 当社入社 平成13年3月 当社人事部部長 平成18年7月 当社人事部部長 平成20年6月 当社執行役員 人事部長 平成21年6月 当社常務執行役員 経営管理本部長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長 平成24年4月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長 (現任)

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 ) 所有する当社の株式の数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	た かせ のぶとし <b>高 瀬 伸 利</b> (昭和32年9月14日生)  16,000株	昭和55年4月 当社入社 平成17年9月 当社中部支店建築部長 平成20年4月 当社中部支店次長 平成20年7月 当社建築部長 平成22年4月 当社執行役員 建築施工本部長兼建築部長 平成23年4月 当社常務執行役員 建築施工本部長 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 建築施工本部長 平成24年4月 当社取締役 常務執行役員 関東建築支社長 (現任)
8	<b>【社外取締役候補者】</b>  さいとう かつあき <b>齊 藤 勝 昭</b> (昭和17年3月9日生)  16,000株	昭和39年4月 飛島土木株式会社入社 (現 飛島建設株式会社) 平成11年6月 同社取締役 広島支店長 平成13年10月 同社常務取締役 土木事業本部長 平成14年5月 同社常務取締役 経営本部長兼土木本部長 平成14年6月 同社取締役執行役員専務 経営本部長兼土木本部長 平成15年12月 丸磯建設株式会社取締役 平成21年6月 当社社外取締役 (現任)
9	<b>新任</b> <b>【社外取締役候補者】</b>  さとう のぶあき <b>佐 藤 信 昭</b> (昭和20年1月3日生)  0株	平成16年9月 最高検察庁公安部長 平成17年9月 神戸地方検察庁検事正 平成18年5月 大阪地方検察庁検事正 平成19年8月 弁護士登録 佐藤信昭法律事務所弁護士 (現任) 平成20年2月 サムティ株式会社社外監査役 (現任) 平成24年6月 株式会社ロイヤルホテル社外監査役 (現任)

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ・齊藤勝昭氏は、長年にわたり飛島建設株式会社の取締役を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営を客観的視点で監督していただくとともに、経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス体制の強化に繋がるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- ・佐藤信昭氏は、弁護士として専門的知識を有しており、また他社において社外監査役や電力会社の原子力安全検証委員会委員長に選任される等、多方面において活躍されております。同氏は直接会社の経営に関与されたことはありませんが、これらの豊富な経験と専門的知識を活かし、当社の経営を客観的視点で監督していただくとともに、経営全般に助言をいただくことによりコンプライアンスを中心としたコーポレート・ガバナンスの強化に繋がるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者の独立性について

- ・当社は、佐藤信昭法律事務所と法律顧問契約を締結しておりましたが、前事業年度において当社が支払った報酬額は1千万円以下であり、またその報酬額は前事業年度において同所が受領した報酬総額の10%以下であることから、佐藤信昭氏の独立性は十分に確保されているものと判断し、選任された場合には株式会社東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。また、齊藤勝昭氏は既に独立役員として届出ており、選任された場合には引き続き独立役員となる予定です。

(3) 責任限定契約について

- ・佐藤信昭氏が選任された場合には、期待された役割を十分発揮できるよう、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

なお、齊藤勝昭氏とは責任限定契約を締結しており、選任された場合には引き続き継続する予定です。

(4) 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数

齊藤勝昭氏は、本総会終結の時をもって4年となります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 井内康文氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、地位および重要な兼職の状況
<p><b>新任</b> [社外監査役候補者]</p> <p>うえずぎ すみお 上杉 純雄 (昭和23年10月4日生)</p> <p>0株</p>	<p>昭和46年4月 株式会社富士銀行入行            平成11年6月 同行取締役福岡支店長            平成12年6月 同行執行役員福岡支店長            平成12年8月 同行常務執行役員個人グループ長兼アセットマネジメントグループ長            平成14年4月 ユーシーカード株式会社取締役社長            平成17年6月 株式会社みちのく銀行代表取締役会長            平成20年6月 同行取締役会長            平成22年6月 株式会社損害保険ジャパン社外監査役 (現任)            平成23年6月 株式会社ジェイティービー社外監査役 (現任)</p>

(注) 1. 上杉純雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者の選任理由について

上杉純雄氏は金融機関など複数の会社の経営に携わっており、また他社において社外監査役の経験を有していることから、これらの豊富な知識と経験を活かし、当社の経営全般について適切に監査していただくことが期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 社外監査役候補者の独立性について

上杉純雄氏は当社の主要な取引金融機関である株式会社富士銀行（現株式会社みずほコーポレート銀行）の出身者であります。同氏が同行を退職して既に11年が経過しております。また、同氏は同行退職後、ユーシーカード株式会社の取締役社長に就任され、その後株式会社みちのく銀行の代表取締役会長に就任されておりますが、当社と同社との間に特別な取引はありません。以上のことから、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断し、選任された場合には株式会社東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。

4. 責任限定契約について

上杉純雄氏が選任された場合には、期待された役割を十分発揮できるよう、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。



#### 第4号議案 監査役の補欠者2名選任の件

本総会開始の時をもって、平成24年6月28日開催の第75期定時株主総会において選任いただいた監査役の補欠者 高野康彦、佐藤信昭両氏の選任の効力が失効しますので、あらためて監査役の補欠者2名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠者については、監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、就任の順序は、候補者番号の順といたします。また、その任期は前任者の残存任期とし、この決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の補欠者の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴および重要な兼職の状況
1	くろだ しゅういち 黒田 修一 (昭和26年5月24日生)  0株	昭和62年4月 東京地方検察庁特別捜査部検事 平成元年4月 大阪地方検察庁特別捜査部検事 平成3年4月 京都地方検察庁財政経済係検事 平成4年9月 弁護士登録 黒田修一法律事務所弁護士(現任)
2	たかの やすひこ 高野 康彦 (昭和26年8月11日生)  0株	昭和59年3月 弁護士登録 昭和59年4月 樋口・高野法律事務所弁護士(現任) 平成18年6月 三井トラスト・ホールディングス株式会社(現 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社) 社外監査役(現任) 中央三井信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 社外監査役(現任)

(注) 1. 監査役の補欠者の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

- ・黒田修一氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、客観的な視点から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- ・高野康彦氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(2) 責任限定契約について

各候補者が社外監査役に就任された場合には、期待された役割を十分発揮できるよう当社定款の規定に基づき、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上



(添付書類)

事 業 報 告

連 結 貸 借 対 照 表

連 結 損 益 計 算 書

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 計 算 書 類 に 係 る  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本

監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

# 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、復興需要やエコカー補助金等の政策効果により回復基調にありましたが、欧州債務問題や新興国経済の成長鈍化により海外経済が減速したこと等から、足踏み状態となりました。年度後半にかけては、長期的な円高水準からの脱却による輸出環境の改善、金融政策効果などを背景に持ち直しの動きがみられましたが、引き続き海外経済の減速懸念など、先行き予断を許さない状況が続きました。

建設業界におきましては、公共建設投資は復興需要の影響により増加しましたが、民間建設投資は住宅関連の建設投資が増加したものの、製造業の建設投資は低調に推移しました。また、建設技能労働者の不足による労務費の高騰等、厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中で当社グループの業績は、連結売上高は2,532億円（前期比4.0%減）となりました。

利益面につきましては、海外建設子会社の業績が好調であったことから売上総利益が増加しましたが、人件費の増加等により販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は26億円（前期比0.6%増）となりました。経常損益につきましては、為替差益の発生等により経常利益43億円（前期比25.9%増）となり、当期純損益につきましては、投資有価証券売却益を計上しましたが法人税等の計上により、当期純利益34億円（前期比24.9%増）となりました。

事業別の業績は以下のとおりであります。

#### <建設事業>

当社グループの建設事業の受注高は、前期比0.8%増の2,582億円となり、そのうち大半を占めている当社の受注高は、前期比2.1%減の2,446億円となりました。

当社の受注高を部門別に見ますと、土木部門は前期に海外大型工事の受注があったこと等により前期比15.1%減の1,091億円となり、建築部門は国内民間工事の受注が増加したことにより、前期比11.6%増の1,355億円となりました。

発注者別では、官公庁工事が868億円（前期比8.2%増）、民間工事が1,578億円（前期比7.0%減）となりました。

なお、主な受注工事は、次のとおりであります。

シンガポール パワーアセット	トランスミッションケーブルトンネル東西線第3工区
堺特定目的会社	(仮称)グッドマン堺新築工事
学校法人玉川学園	(仮称)大学MMRC・食堂棟建設工事
医療法人徳洲会	医療法人徳洲会 名古屋徳洲会総合病院新築工事
国土交通省 中部地方整備局	平成24年度 佐久間道路東栄地区第1トンネル新設工事

当社グループの建設事業の連結売上高は、前期比3.0%減の2,392億円となり、そのうち当社の建設事業の売上高は2,285億円（前期比5.7%減）となりました。

当社の売上高を部門別に見ますと、土木部門が937億円（前期比5.4%増）、建築部門が1,348億円（前期比12.1%減）となりました。

発注者別では、官公庁工事が762億円（前期比9.4%減）、民間工事が1,523億円（前期比3.7%減）となりました。

なお、主な完成工事は、次のとおりであります。

香港特別行政区渠務署	香港西雨水トンネル工事
住友不動産株式会社	(仮称)南平台町計画新築工事
武蔵小杉駅南口地区西街区 市街地再開発組合	武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業 施設建築物新築工事（第2期工事）
アメリカ合衆国 国防総省空軍	横田基地住宅改修工事 第4期,5期
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	舞鶴若狭自動車道 上中インターチェンジ工事

この結果、当社の次期への繰越高は、前期比5.1%増の3,339億円となりました。

また、当社グループの建設事業の売上総利益は、前期比7.0%増の122億円となりました。

(建設事業) 当社の受注高・完成工事高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高
土 木	181,767	109,110	93,774	197,103
建 築	136,102	135,564	134,818	136,847
計	317,869	244,674	228,593	333,950

<不動産事業等>

当社グループの不動産事業等は、主に保有不動産の販売及び賃貸収入により構成されており、前期は再開発物件の売却があったこと等により、連結売上高は前期比19.1%減の140億円となりました。

また、当社グループの売上総利益は、前期比3.3%減の33億円となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は121億円で、このうち主なものは賃貸事業用の土地・建物の取得であります。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

<当社グループの財産および損益の状況の推移>

区 分	第73期 (平成21年度)	第74期 (平成22年度)	第75期 (平成23年度)	第76期 (当期) (平成24年度)
建設事業受注高 (百万円)	252,069	209,613	256,156	258,216
売 上 高 (百万円)	396,823	257,856	263,928	253,250
当期純利益 (百万円)	△40,092	1,404	2,732	3,411
1株当たり 当期純利益 (円)	△144.58	5.07	9.85	12.31
総 資 産 (百万円)	414,393	331,998	322,523	342,974
純 資 産 (百万円)	116,599	114,444	116,845	128,436

<当社の財産および損益の状況の推移>

区 分	第73期 (平成21年度)	第74期 (平成22年度)	第75期 (平成23年度)	第76期 (当期) (平成24年度)
建設事業受注高 (百万円)	249,684	206,496	249,924	244,674
売 上 高 (百万円)	390,296	255,451	253,516	239,979
当期純利益 (百万円)	△36,970	2,881	2,001	2,847
1株当たり 当期純利益 (円)	△133.32	10.39	7.22	10.28
総 資 産 (百万円)	397,883	317,793	310,536	328,229
純 資 産 (百万円)	114,083	112,763	114,479	124,977

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 第73期は、海外における不採算工事の発生、減損損失や早期退職者特別加算金等の特別損失の計上及び繰延税金資産の取崩し等により、大幅な当期純損失となりました。

## (5) 対処すべき課題

当社グループが推し進めております「中期経営計画2014（2012年度～2014年度）」は、以下の3つを柱として収益基盤の強化を図っております。

- 顧客・組織・人材に重点を置いた安定的収益基盤の構築
- 海外建設事業・開発不動産事業を中心とした新たな事業の柱の確立
- 計画～維持管理に至る一貫通貫事業モデルの確立

中期経営計画の初年度は、建設事業につきましては、リスク管理及び低採算工事の排除を徹底し、海外子会社も含め約2,600億円の受注を、土木・建築工事バランス良く確保することができました。海外建設事業におきましては、昨年の香港進出50周年に引き続き、本年はタイ国進出50周年を迎えるなど、着実に信頼と実績を積み重ねております。開発・不動産事業につきましては、優良な不動産への積極的な投資による安定的収益の確保と、保有不動産のCRE事業の本格的取り組みを開始しました。また、新規事業につきましては、玉川大学との産学連携で取り組んでいるダイレクト冷却式ハイパワーLEDによる野菜生産販売事業を、子会社の㈱サイテックファームを設立して開始し、本年2月より首都圏の小田急線沿線のスーパーマーケットにおいてリーフレタスの一般販売をするなど、各事業部門において着実な成果を上げることができました。

しかしながら、建設事業におきましては、一部工事が採算悪化を招くなど、当社の主たる事業部門における安定的な収益確保に若干課題が残りました。これに対処するため、本社・支社及び支店における組織的な現場支援をより一層充実させ、工程・品質・原価管理等におけるリスク管理を徹底し、トータルコスト削減に努めるとともに、西松建設協力会（N-NET）との連携強化によるサプライチェーンの充実を図り、事業競争力と収益基盤の強化を図ってまいります。

当社は、主力の国内建設事業における安定的受注及び収益の獲得、海外建設事業と開発不動産事業の強化・拡充、新規事業分野における新たなビジネスチャンスの発掘に引き続き計画的に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



<中期経営計画2014 最終年度 連結目標値>

	2012年度 (平成24年度) 実績	2013年度 (平成25年度) 見込	2014年度 (平成26年度) 目標値
建設事業受注高	2,582 億円	2,530 億円	2,600 億円
売上高 (うち不動産事業等)	2,532 億円 ( 140 億円)	2,900 億円 ( 100 億円)	2,770 億円 ( 70 億円)
営業利益	26 億円	30 億円	35 億円
経常利益	43 億円	30 億円	35 億円

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
西松地所株式会社	100 百万円	100.0%	不動産の賃貸、売買および仲介
泰国西松建設株式会社	20,000 千タイ バーツ	49.0%	建設事業 (タイ国)

- (注) 1. 泰国西松建設(株)に対する出資比率は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
2. 当社の連結子会社は、上記重要な子会社を含めて7社であります。  
 なお、当連結会計年度中に、次の連結子会社の異動を行っております。  
 野菜の生産・販売等を事業目的とした連結子会社である(株)サイテックファームを、平成24年12月に設立しております。  
 Cascade Funding(HK)Limitedは、事業目的を終了したため清算手続き中であり、重要性がなくなったので連結子会社から除いております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業および不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者〔(特-24) 第1100号〕として国土交通大臣の許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者〔(12) 第1743号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

## (8) 主要な営業所等 (平成25年3月31日現在)

### <当社>

- 本 社 : 東京都港区虎ノ門一丁目20番10号
- 支 社 ・ 支 店 : 北日本支社 (仙台市)  
札幌支店 (札幌市) 東北支店 (仙台市)
- 関東土木支社 (東京都港区)  
北陸支店 (新潟市)
- 関東建築支社 (東京都港区)
- 西日本支社 (大阪市)  
中部支店 (名古屋市) 関西支店 (大阪市)  
中国支店 (広島市) 四国支店 (高松市)
- 九州支社 (福岡市)
- 海外支社 (東京都港区)
- 海外営業所 : 香港営業所 シンガポール営業所  
ベトナム営業所 マレーシア営業所  
ヤンゴン営業所
- 技 術 研 究 所 : 愛川技術研究所 (神奈川県愛甲郡愛川町)

※平成25年2月にヤンゴン営業所 (ミャンマー) を開設しました。

### <重要な子会社>

西松地所株式会社 (東京都港区)

泰国西松建設株式会社 (タイ国)

## (9) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

<当社グループの従業員の状況>

従業員数	前期末比増減
2,557名	△3名

<当社の従業員の状況>

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,309名	△31名	42.5歳	17.8年

(注) 出向者（48名）を除いて記載しております。

## (10) 主要な借入先（平成25年3月31日現在）

借入先	借入残高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	12,805
みずほ信託銀行株式会社	5,569
株式会社りそな銀行	4,139
株式会社三井住友銀行	2,499
農林中央金庫	2,340

- (注) 1. 借入残高上位5社の金融機関を記載しております。  
2. 上記の借入残高には、株式会社みずほコーポレート銀行を幹事とする金融機関31社によるシンジケートローンの残高の一部が含まれております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 277,957,513株（自己株式835,844株を含む）
- (3) 株主数 26,915名（前期末比107名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,780	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	12,510	4.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,344	3.73
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	7,748	2.80
株式会社みずほコーポレート銀行	5,070	1.83
明治安田生命保険相互会社	4,577	1.65
みずほ信託銀行株式会社	4,000	1.44
西松建設持株会	3,672	1.33
シービーホンコンシービーロンドンーファンド135	3,500	1.26
ティーアンドディーアセットマネジメントリミテッド	3,500	1.26
メロンバンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ	3,431	1.24
クライアント メロン オムニバス ユーエス パンション	3,431	1.24

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	近 藤 晴 貞	執行役員社長
代表取締役	水 口 宇 市	執行役員副社長 土木事業本部長
代表取締役	前 田 亮	執行役員副社長 建築事業本部長
代表取締役	鈴 木 堂 司	専務執行役員 東日本大震災復興本部 統括本部長
取締役	澤 井 良 之	常務執行役員 開発・不動産事業本部長
取締役	小 森 孝 男	常務執行役員 管理本部長
取締役	高 瀬 伸 利	常務執行役員 関東建築支社長
取締役	齊 藤 勝 昭	
取締役	逢 坂 貞 夫	BUSINESS TRUST株式会社 社外取締役
常勤監査役	藤 井 利 侑	
常勤監査役	羽 村 亘	
監査役	井 内 康 文	
監査役	松 田 利 之	文化シャッター株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 齊藤勝昭および逢坂貞夫の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 井内康文および松田利之の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役 齊藤勝昭、逢坂貞夫および監査役 井内康文、松田利之の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 取締役 前田 亮および監査役 羽村 亘、松田利之の各氏は、平成24年6月28日開催の第75期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。また、監査役 藤井利侑氏は、同定時株主総会において再選され、就任いたしました。

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 ( 2名)	253百万円 ( 26百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 ( 3名)	49百万円 ( 18百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第69期定時株主総会において年額360百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第57期定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。

## (3) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は基本報酬のみであり、会社の業績見込み、従業員の給与水準ならびに世間相場等を勘案して算定しております。

決定方法に関しましては、社外取締役を委員長とする報酬委員会の決議を経て、取締役会において決定しております。監査役の報酬につきましては、取締役の基本報酬等を勘案して監査役全員の協議により決定しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

取締役 逢坂 貞夫

BUSINESS TRUST株式会社の社外取締役であります。

なお、当社とBUSINESS TRUST株式会社との間には、特別な関係はありません。

監査役 松田 利之

文化シャッター株式会社の社外監査役であります。

なお、当社と文化シャッター株式会社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	齊藤 勝昭	当事業年度の取締役会には18回開催のうち全てに出席しております。建設会社の経営者として培った豊富な経験の観点から、経営全般に助言・提言を行っております。
	逢坂 貞夫	当事業年度の取締役会には18回開催のうち17回に出席しております。弁護士として培った豊富な経験の観点から、経営全般に助言・提言を行っております。
社外監査役	井内 康文	当事業年度の取締役会には18回開催のうち全てに出席し、監査役会には22回開催のうち全てに出席しております。報道機関において培った豊富な経験の観点から、適宜質問し、意見を述べております。
	松田 利之	当事業年度の就任後開催の取締役会には13回開催のうち全てに出席し、監査役会には15回開催のうち全てに出席しております。企業経営に関する豊富な経験の観点から、適宜質問し、意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役各氏とも法令が定める額としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額  
55百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
56百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社の重要な子会社である泰国西松建設株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である海外における税務申告のための証明書発行業務等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の規模、陣容および職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制等を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選任基準としております。当社は、この選任基準に照らし適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、会計監査人の解任または不再任について、株主総会に議案として提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行います。



## 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

資 産 の 部	部	負 債 の 部	部
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>210,737</b>	<b>流動負債</b>	<b>157,971</b>
現金預金	47,965	支払手形・工事未払金等	88,759
受取手形・完成工事未収入金等	110,724	短期借入金	17,306
未成工事支出金	26,444	1年内償還予定の社債	150
販売用不動産	6,327	未払法人税等	451
不動産事業等支出金	2,195	未成工事受入金	23,554
材料貯蔵品	270	完成工事補償引当金	1,541
繰延税金資産	26	賞与引当金	935
立替金	12,986	工事損失引当金	3,224
その他の	4,356	不動産事業等損失引当金	15
貸倒引当金	△561	預り金	13,796
		その他	8,237
<b>固定資産</b>	<b>132,237</b>	<b>固定負債</b>	<b>56,566</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>67,467</b>	社債	975
建物・構築物	24,560	長期借入金	34,476
機械・運搬具及び器具備品	723	繰延税金負債	12,538
土地	42,029	退職給付引当金	4,142
リース資産	95	環境対策引当金	226
建設仮勘定	56	資産除去債務	108
		その他	4,098
<b>無形固定資産</b>	<b>1,010</b>	<b>負債合計</b>	<b>214,537</b>
		純 資 産 の 部	
<b>投資その他の資産</b>	<b>63,760</b>	<b>株主資本</b>	<b>111,853</b>
投資有価証券	60,149	資本金	23,513
長期貸付金	646	資本剰余金	20,780
その他の	3,383	利益剰余金	67,801
貸倒引当金	△419	自己株式	△242
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>15,775</b>
		その他有価証券評価差額金	16,135
		為替換算調整勘定	△360
		<b>少数株主持分</b>	<b>808</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>128,436</b>
<b>資産合計</b>	<b>342,974</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>342,974</b>

## 連結損益計算書

(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

	百万円	百万円
売上高	239,245	
売上高	14,005	253,250
売上高	227,008	
売上高	10,626	237,635
売上高	12,236	
売上高	3,378	15,615
売上高		12,948
売上高		<b>2,666</b>
売上高	149	
売上高	708	
売上高	1,198	
売上高	123	
売上高	597	2,776
売上高	717	
売上高	190	
売上高	227	1,135
売上高		<b>4,307</b>
売上高	125	
売上高	764	889
売上高	121	
売上高	13	
売上高	0	
売上高	131	
売上高	66	334
売上高		<b>4,862</b>
売上高	1,258	
売上高	201	
売上高	△384	1,075
売上高		<b>3,786</b>
売上高		375
売上高		<b>3,411</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			少数株主 持 分	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	23,513	20,780	65,500	△226	109,567	7,354	△503	6,850	427	116,845
当 期 変 動 額										
剰余金の配当			△1,108		△1,108			－		△1,108
当 期 純 利 益			3,411		3,411			－		3,411
連結範囲の変動			△0		△0			－		△0
自己株式の取得				△15	△15			－		△15
自己株式の処分			△0	0	0			－		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－	8,781	142	8,924	380	9,304
当期変動額合計	－	－	2,301	△15	2,286	8,781	142	8,924	380	11,591
当 期 末 残 高	23,513	20,780	67,801	△242	111,853	16,135	△360	15,775	808	128,436

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

西松建設株式会社  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 崎 清 孝 ㊤  
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 野 口 哲 生 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西松建設株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西松建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

資 産 の 部	百 万 円	負 債 の 部	百 万 円
<b>流動資産</b>	<b>204,255</b>	<b>流動負債</b>	<b>151,835</b>
現金	42,742	支払手形	12,600
預取金	3,977	未払入金	74,078
受取手形	106,529	短期借入金	14,903
完成工事	5,835	関係会社	760
販売用資産	26,353	リース	40
未成工事	2,200	未払法人税等	448
不動産	200	工事受入	21,662
材料	247	預完工事	13,777
短立	13,001	完成工事	1,541
その他	3,719	賞与	912
貸倒引当金	△553	工事損失	3,224
		不動産事業	15
		従業者	4,373
		その他	3,497
<b>固定資産</b>	<b>123,973</b>	<b>固定負債</b>	<b>51,415</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>60,929</b>	長期借入金	32,000
建物	22,419	繰上り延税	57
構築物	497	退職給付	11,353
機械器具	176	環境対策	4,115
土	37,682	その他	226
り	95		108
建設	56		3,554
<b>無形固定資産</b>	<b>983</b>	<b>負債合計</b>	<b>203,251</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>62,061</b>	<b>純資産の部</b>	
投資	55,117	<b>株主資本</b>	<b>108,851</b>
関係	2,347	資本	23,513
長期	646	資本剰余金	20,780
破	3,300	準備金	20,780
長	18	利益剰余金	64,799
そ	4,349	利益	5,878
の	△3,719	利益剰余金	1,114
貸倒引当金		買換資産	51,475
		別途	6,331
		繰越利益	△242
		自己株式	16,126
		評価・換算差額等	16,126
		その他	124,977
		純資産合計	124,977
<b>資産合計</b>	<b>328,229</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>328,229</b>

# 損益計算書

(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

	百万円	百万円
売上高	228,593	
完成工事高	11,386	239,979
不動産事業等売上高		
売上原価	217,852	
完成工事原価	8,427	226,279
不動産事業等売上原価		
売上総利益		
完成工事総利益	10,741	
不動産事業等総利益	2,958	13,700
販売費及び一般管理費		12,449
<b>営業利益</b>		<b>1,250</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	815	
貸倒引当金戻入額	138	
為替差益	1,280	
その他	569	2,803
営業外費用		
支払利息	669	
資金調達費用	190	
その他	206	1,065
<b>経常利益</b>		<b>2,989</b>
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	764	769
特別損失		
投資有価証券売却損	121	
投資有価証券評価損	13	
環境対策引当金繰入額	0	
損害賠償損失	131	
子会社支援損	96	
その他	65	429
<b>税引前当期純利益</b>		<b>3,329</b>
法人税、住民税及び事業税	972	
法人税等調整額	△490	481
<b>当期純利益</b>		<b>2,847</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純 資 産 計	
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金		評価・換算 差 額 等 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計					
				買換資産 圧 縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金						
当 期 首 残 高	23,513	20,780	5,878	1,252	51,475	4,454	63,060	△226	107,128	7,351	7,351	114,479
当 期 変 動 額												
買 換 資 産 圧 縮 積立金の取崩				△138		138	-		-		-	-
剰 余 金 の 配 当						△1,108	△1,108		△1,108		-	△1,108
当 期 純 利 益						2,847	2,847		2,847		-	2,847
自己株式の取得							-	△15	△15		-	△15
自己株式の処分							△0	△0	0	0	-	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-		-	8,774	8,774	8,774
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△138	-	1,877	1,738	△15	1,723	8,774	8,774	10,498
当 期 末 残 高	23,513	20,780	5,878	1,114	51,475	6,331	64,799	△242	108,851	16,126	16,126	124,977

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

西松建設株式会社  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 崎 清 孝 ㊤  
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 野 口 哲 生 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西松建設株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、①中期経営計画・計画値の達成状況監視・検証、②中期経営計画基本方針、施策への取組み状況確認・検証、③内部統制を通じたリスク管理への取組み状況とPDCAの監視・検証、④「内部統制システム構築の基本方針」決議の実施状況と有効性の監視・検証を当期の重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、監査室及び内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議等に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社、支店及び主要な作業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の上の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受け取りました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。  
なお監査役会が、過年度に発生した外国為替及び外国貿易法違反及び政治資金規正法違反の事件に関して提起した会社の元取締役に対する損害賠償請求訴訟は、和解により終結いたしました。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役会及び仰星監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月16日

西松建設株式会社 監査役会

常勤監査役 藤井 利 侑 ㊟

常勤監査役 羽村 巨 ㊟

社外監査役 井内 康 文 ㊟

社外監査役 松田 利 之 ㊟

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門一丁目20番10号

当社 本社（6階会議室）

TEL (03) 3502-0232

交通：東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩約5分

都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩約10分

